

事業主の皆様へ

「令和5年度申告申請」添付書類に関するお知らせ

1. 添付書類が不要な事業主

- (1) 常用雇用労働者数300人超の事業主
- (2) 常用雇用労働者数300人以下の事業主⇒調整金、報奨金、特例給付金を含む申請がない（納付金申告のみ）。

2. 添付書類が必要な事業主

- (1) 常用雇用労働者数300人以下の事業主⇒調整金、報奨金、特例給付金を含む申請がある。

3. 提出が必要になる具体的な添付書類

申告申請書の附随書類である「障害者雇用状況等報告書（Ⅱ）」に記載された雇用障害者に関する以下の(1)及び(2)の書類を添付してください。

(1) 労働時間の状況を明らかにする書類

申告申請対象期間の給与の支払額等がわかる次のいずれかの書類

- 令和4年分給与所得に係る源泉徴収票(写)又は源泉徴収簿(写)
- 令和4年4月～令和5年3月の労働時間に対応する賃金台帳(写)又は毎月の賃金の支払状況が確認できる資料
- 令和4年度給与支給額報告書（※機構ホームページからのダウンロード可）

マイナンバーの印字のない源泉徴収票(写)を提出してください。

(注意) 上記の書類は、雇用障害者の労働時間を確認するためにご提出いただく書類ですが、報告書(Ⅱ)の記載内容との妥当性が確認できないときは、法第52条に基づき追加書類(就業規則、雇用契約書等の勤務状況等が確認できる書類、最低賃金の減額の特例許可書等)をご提出いただく場合がありますので、ご了承ください。なお、該当する雇用障害者がいる場合は、申請時に追加書類をご提出いただいても構いません。

(2) 障害の種類・程度を明らかにする書類

<提出が必要な事業主>

- 平成26年度以降、初めて調整金、報奨金、特例給付金（以下「支給金」という。）を申請する事業主
- 平成26年度以降、支給金を申請し、当該申請に係る障害者の本書類を提出した事業主のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間において、次のa～dに該当する障害者がいる事業主

次頁にフロー図を載せていますので参考にしてください。

- a 新たに雇用した障害者
- b 新たに障害者となった労働者
(※平成26年度以降、障害者手帳等の提出をしていない障害者であって、今回、新たに支給金の申請対象となった障害者である労働者も含みます。)
- c 障害の種類及び等級・程度の変更、確認方法の変更のあった障害者
- d 精神障害者保健福祉手帳の有効期限が経過した障害者

<提出書類>

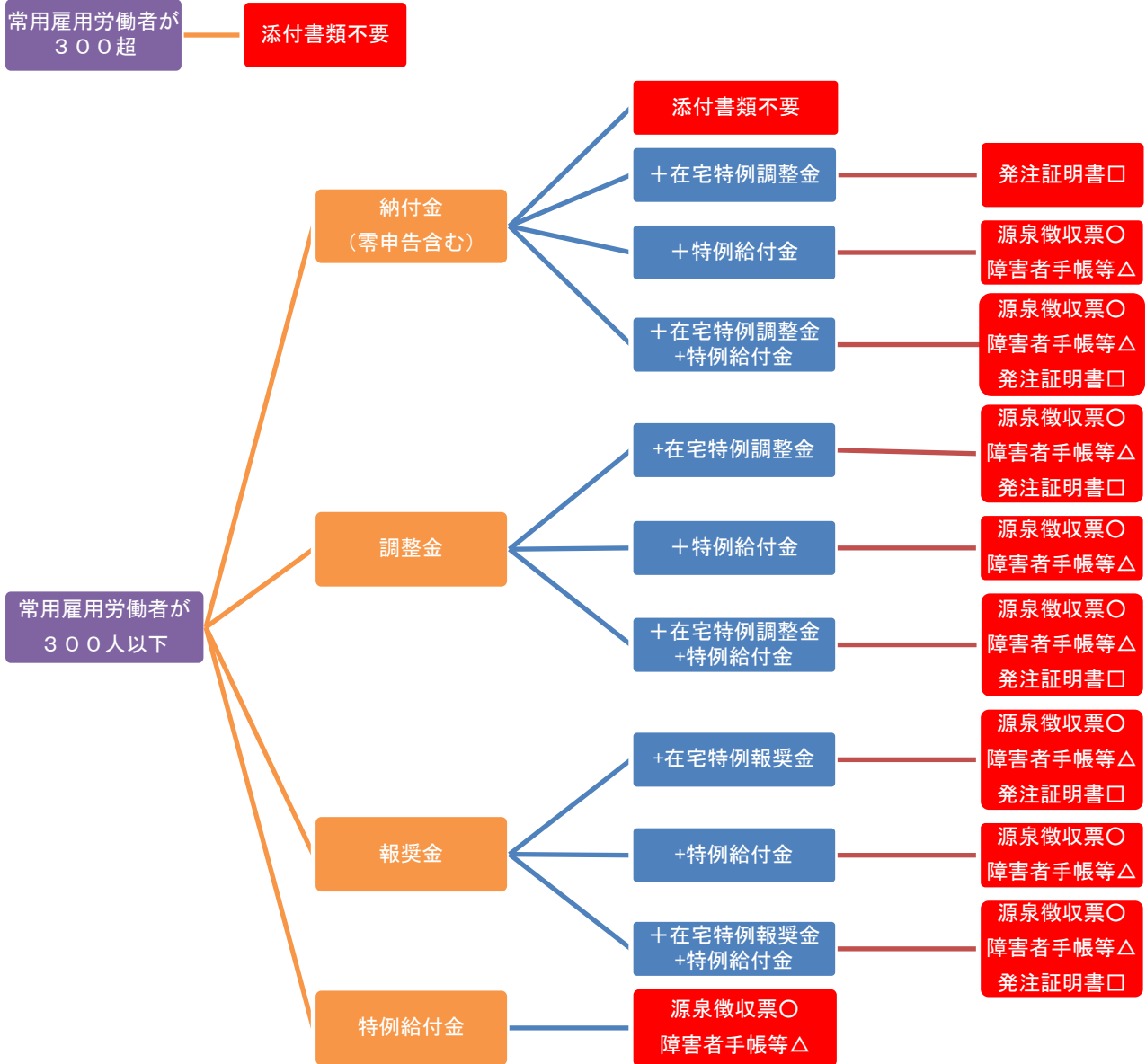
- 身体障害者手帳等(写)、指定医の診断書(写)など
- 療育手帳等(写)、知的障害者判定機関の判定書(写)など
- 精神障害者保健福祉手帳(写)、手帳申請用診断書(写)など(※)
※精神障害者算定特例措置参照

過去にどの雇用障害者の書類を提出したか不明な場合又は該当する雇用障害者分のみ提出することが煩雑である場合は、雇用障害者全員分を提出していただいても構いません。

調整金、報奨金、特例給付金等（以下、支給金とする）を申請しようとする事業主のうち、常時雇用する労働者数が300人以下の事業主の方々は、上記の書類を添付することが義務づけられています。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(第43条)に雇用する対象障害者である労働者について、医師の診断書その他その者が対象障害者であることを明らかにすることができる書類の備え付けと保存期間が定められており、また、労働基準法においては賃金台帳等の整備及び保存期間について規定されていますので、ご注意ください。

「令和5年度申告申請」 添付書類に関するフロー図



○…提出が必要
 △…下記1. に該当する場合に提出が必要
 □…下記2. に該当する場合に提出が必要

1. 障害者手帳等の提出が必要な事業主

- 平成 26 年度以降、初めて支給金を申請する事業主
- 平成 26 年度以降、支給金を申請し、当該申請に係る障害者の本書類を提出した事業主のうち、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間において、次の a ~ d に該当する障害者がいる事業主

- a 新たに雇用した障害者
- b 新たに障害者となった労働者
(※ 平成 26 年度以降、障害者手帳等の提出をしていない障害者であって、今回、新たに支給金の申請対象となった障害者である労働者も含みます。)
- c 障害の種類及び等級・程度の変更、確認方法の変更のあった障害者
- d 精神障害者保健福祉手帳の有効期限が経過した障害者

※具体的な提出書類につきましては前頁下段の
 <提出書類>をご確認ください。

2. 発注証明書の提出が必要な事業主

- 在宅就業支援団体を介して仕事を発注した事業主。

過去にどの雇用障害者の書類を提出したか不明な場合又は該当する雇用障害者分のみ提出することが煩雑である場合は、雇用障害者全員分を提出していただいても構いません。